

埋蔵文化財の所在の確認及びその取扱いについて（依頼）

～記入の方法 よくお読みください～

- 住所・氏名欄は、個人の方が依頼される場合は住所、氏名を、法人等の場合は住所、法人名及び代表者職氏名をご記入ください。法人所属の方が業務として個人名で申請する場合は、法人住所、法人名、担当者名をご記入ください。法人で依頼される方は部署名・担当者氏名もご記入ください。

- 提出後、申請者の本人確認および意思確認をさせていただく場合があります。個人で申請される方は、ご本人への意思確認ができる電話番号・FAX番号・Eメールアドレスを、法人で申請される場合は、法人の意思確認ができる法人の電話番号・FAX番号・Eメールアドレスをご記入ください。複数名の方が共同して照会される場合には連署していただいても結構です。

(記名された法人または個人の方あてに書面にて回答いたします。複数名の方が連署して照会された場合には連名による回答書となります。)

- 区域の記載は事業区域内の地番は全筆記載してください。今後分筆予定しているもののまだ分筆されていない場合には「〇〇番ー〇の一部」と記載してください。地番が多数で記載しきれない場合には別紙一覧表を添付していただいても結構です。
- 面積の記載は実測した面積を記載してください。未計測の場合には公簿面積でも結構ですが、「(公簿面積)」と記載してください。
- 事業目的は例を参照に記入してください。事業が未定である場合も「不動産鑑定」「土地調査」「売買取引」等の目的をご記入ください。

例：宅地造成（宅地分譲）・集合住宅建設・個人住宅（専用住宅）建設・建売住宅建設・店舗建設・公園造成・盛土行為・農地造成・農業基盤整備・土砂採取・土地区画整理・工場建設・産業廃棄物処理場等

- 工事期間は、工事着手から完了までの予定を記載してください。（記載した期間までに埋蔵文化財取扱が終了するということではありませんのでご注意ください。）

- 回答する際には連絡先に記載された方に連絡し、回答書を交付し、今後の取り扱いについて説明をいたします。連絡先が申請者ご本人様か、上記取り扱いと申請内容について申請者の承認を得た代理者か、いずれかに○をつけ、法人の場合には担当者の方の部署名、法人部署の固定電話番号、連絡の取れる電話番号まで必ず記載してください。当書類で委任を確認しているため改めて委任状の提出は不要ですが、申請者から委任を受けていない方が記載することはできません。申請者の方に確認させていただいた際に、連絡先記載の内容（個人か法人かの別、氏名、部署名等）への承認意志が確認できない場合には代理者としてみなされなくなりますのでご注意ください。

回答書ができた際のご連絡と交付・今後の取り扱いについての説明は、連絡先に記載の個人または法人の担当者（または記載された法人に所属する方）以外にはできませんのでご注意ください。

(裏面に続く)

添付図面の留意点 (地形図、公図は事業範囲を **赤線** で囲んでください)

- 添付図面については縮尺を明記し、**A4判**またはA4判に折りたたんでください。縮尺が不明になるような縮小コピーはしないでください。
- 地形図は2,500分の1の等高線が記載された地図に地点を赤線にて記載してください。船橋市役所では5階都市計画課にて取り扱っております。
- 公図は複写(コピー)でかまいません。事業範囲を赤線で記載してください。
- 計画図は計画の概要が分かる図面・掘削深度がわかる図面を添付してください。当該事業の計画が作成されている場合にはできるだけ詳細な図面をつけていただくと回答後協議が必要な場合、取り扱いについて協議がよりスムーズにできます。

建築事業の例：土地利用計画図(配置図)、基礎伏図、基礎断面図、地盤調査結果と判定結果、建築物の矩形図、地盤改良工事図面(鋼管杭配置及び深度を記載した図面等)、浄化槽・雨水貯留槽・防火水槽等設置による掘削深度を記載した図面、擁壁断面図、現況図、予定建築物1階及び地下階平面図、排水計画平面図・排水計画断面図(給排水配管図)等

分譲事業の例：土地分譲区画図、造成計画平面図、造成計画断面図、建物配置図、擁壁断面図、排水計画平面図、浄化槽・雨水貯留槽・防火水槽等配置図と掘削深度のわかる図面、現況図、道路計画断面図、予定建築物の基礎伏図・基礎断面図、地盤調査結果と判定結果、など(回答後、引き続き協議の際には前述図面のような、現況GLと計画GL及び掘削深度がわかる図面を提出していただく場合があります。)

- 地盤改良・地下階がすでに確実な場合は備考欄に「地盤改良あり」「地下階あり」と記載してください。
- まだ、事業内容が全く立っていない場合には申請書の計画図の横に、「計画未定」と記載してください。なお、「計画未定」の場合、協議が必要となった場合の今後の取り扱いも「未定」となります。
- 窓口にご提出いただく際には、添付図面を確認し、またご質問させていただくことがあります。記載内容および添付図面の不備等を確認後、『収受』となります。郵送でのご提出もできますが到着した旨のご連絡はいたしません。不備がある場合はご連絡しますが、修正・不足図面の提出があるまで「収受」となりませんのでご注意ください。
- 収受した場合は、現況・現地形・旧地形・周辺の調査状況・工事計画内容等を検討した後、**収受後**2週間(10営業日)前後の間に連絡先に記載された方あてに電話にてご連絡いたします。回答をお渡しする際には受領印または受領のサインをしていただいております。普通郵便での郵送希望も承りますが、郵便事故等の責は負いかねますのでご了承ください。なお、郵便局より返送された際の再送はいたしません。

他、不明な点等ございましたら、お手数ですが文化課文化財保護係埋蔵文化財班までお問い合わせください。

旧様式も使用できます。
旧様式を使用される場合の取り扱いは以前と同じとなります。

船橋市教育委員会 生涯学習部

文化課 文化財保護係 埋蔵文化財班

(船橋市役所 本庁舎7階)

047(436)2898・2887 FAX2884

bunka@city.funabashi.lg.jp